

新宿区高齢者緊急通報システムのご案内

65歳以上の一人暮らし等で、日常生活をするうえで常時注意が必要な方のご自宅に、警備会社へ通報できる無線発報器を設置します。

■対象者

65歳以上で、以下の要件をすべて満たす方

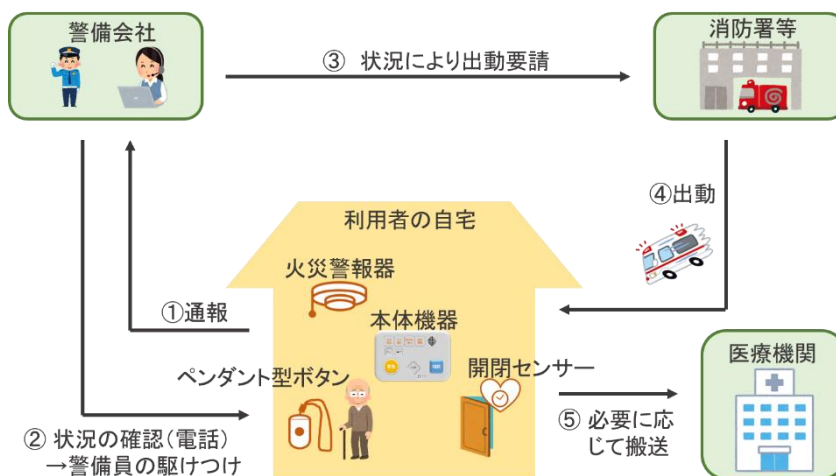
- ① 一人暮らしの方、または65歳以上のみの世帯の方
(日中・夜間に上記の状態となる世帯も可)
- ② 慢性疾患があるなど、日常生活をするうえで常時注意を要する方

■内容

【ご自宅に設置する機器】

- 本体機器
- ペンダント 1個
- 開閉センサー 1個
(希望される方)
- 住宅用火災警報器 1個
(煙式または熱式)

※ 住宅用火災警報器を全居室に設置済みの場合、取り付けなくてもできます。



【通報の流れ】

本体機器またはペンダントのボタンを押した場合や、開閉センサーが一定時間利用者の動き等を感知しなかった場合に、警備会社から確認の電話が入ります。電話が繋がらない等の時は、緊急事態と判断し、警備会社・救急車等が出動します。

住宅用火災警報器が火災を感知した場合にも、同様の対応をします。

- ※ ペースメーカーをご利用中の方は、申請時にご相談ください。
- ※ 緊急時にそなえて、事前に、警備会社をご自宅の鍵を預かります。
- ※ ご自宅に固定電話がなくても、携帯電話があれば設置できます。

■費用（令和6年度）

設置時 2,500円（開閉センサーなし）

設置時 2,900円（開閉センサーあり）

- ※ 住民税非課税の方、生活保護または中国残留邦人等支援給付を受けている方は、設置時の自己負担が生じません。
- ※ 緊急時の電話連絡、回線確認の必要が生じた際に発生する通話料は、利用者の負担です。

■必要な手続き

以下の窓口で、申請書にご記入いただくなど、必要な手続きをしてください。

- ・ 新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者相談第一係・第二係
- ・ お近くの高齢者総合相談センター、特別出張所

申請後、地域の高齢者総合相談センターの職員が、日程調整のうえ利用希望者宅を訪問し、実態調査を行います。

【問合せ先】

新宿区 福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係
電話：5273-4305（直通）
FAX：5272-0352